

高齢者虐待防止法・身体拘束廃止について

1 高齢者虐待防止について

(1) 高齢者虐待防止法の成立

平成 17 年 11 月 1 日、高齢者の権利利益を擁護すること等を目的として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が成立し、平成 18 年 4 月 1 日に施行されています。

(2) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは 65 歳以上の者と定義されている（高齢者虐待防止法第 2 条 1 項）。また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者による高齢者虐待に分けて次のように定義している。

① 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられる。

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

○ 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲（高齢者虐待防止法第 2 条）

区分	老人福祉法による規定	介護保険法による規定
養介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護医療院 ・地域包括支援センター
養介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業
養介護施設従事者等	<p>「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者</p>	

○ 虐待の区分

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

2 身体拘束廃止の推進

○ 身体拘束の具体例

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

など

○ 身体拘束禁止規定

(例) 介護老人福祉施設（道条例第 97 号）

第 16 条（指定老人福祉施設サービスの取扱方針）

1~3 （省略）

- 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 上記の基準を満たさない場合は、身体拘束未実施減算として、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位を所定単位数から減算することが規定されている。

- 「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られる。

< 3 つの要件をすべて満たすことが必要 >

- ◆ 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ◆ 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ◆ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 3 つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討・確認し、記録しておく。

○ 身体拘束に関する記録の義務づけ

具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いるものとし、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設・事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

○ 身体拘束に関する説明書・経過観察記録（参考例）

（『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001年）

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

- 1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由			
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))			
拘束の時間帯及び時間			
特記すべき心身の状況			
拘束開始及び解除の予定	月	日	時から
	月	日	時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者

印

記録者

印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名

印

（本人との続柄

）

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○ ○ ○ ○ 様

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の予防方法

○ 管理職・職員の研修、資質の向上

(具体例)

- ・各施設内での職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深める研修
- ・職員のストレス対策(メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修)
- ・虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備(上司等からの叱責を従事者等が恐れて隠蔽するのではなく、迅速に報告がなされるような風通しの良い組織づくり等)

○ 通報等の対象

高齢者虐待防止法第21条において、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報義務等を規定しています。

養介護施設及び養介護事業所は、従事者に対し虐待防止教育に加え、虐待発見時の通報義務があること、また、その通報等を理由で不利益な取扱いを受けないことを周知する必要があります。

- ・ 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(高齢者虐待防止法第21条第6項)
- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと。(高齢者虐待防止法第21条第7項)

○ 情報公開

地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設づくり

○ 苦情処理体制

高齢者虐待防止法(第20条)や運営基準において、苦情相談窓口の設置などが規定されているサービスの質の向上させるため、苦情処理体制の構築や入所者等に継続して相談窓口の周知